

第63回

定時株主総会 招集ご通知

目 次

第63回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	11
連結計算書類	29
連結監査報告書	31
計算書類	33
監査報告書	35

開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテル メトロポリタン エドモント
3階「千鳥」の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役4名選任の件

株主各位

証券コード 6870
(発送日) 2024年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月6日

東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
日本フェンオール株式会社
代表取締役社長 中野 誉将

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fenwal.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、トップページのニュース一覧 または、トップページ上部のメニューより、「投資家向け情報」「IRライブラリ」「株主総会」の順にお進みいただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6870/teiiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権の行使についてのご案内」に従って、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年3月28日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号 ホテルメトロポリタンエドモント 3階「千鳥」の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第63期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役4名選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。 (2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに行使してください。 (3) インターネットおよび書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。 (4) 賛否等の記載がない議決権行使書の取扱い 議決権行使書において、各議案に対する賛否表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトに、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項については、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



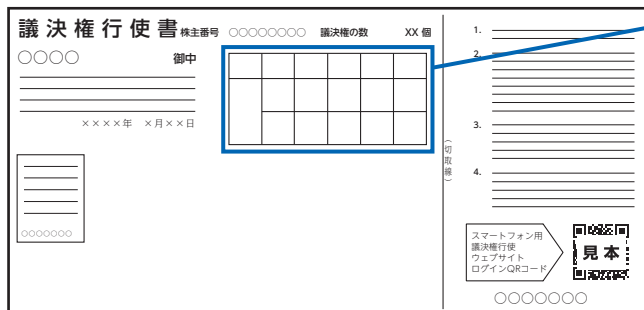
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年3月27日(水曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年3月27日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

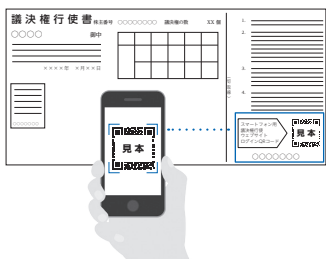
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

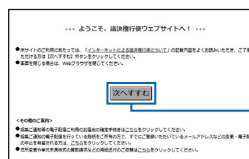
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

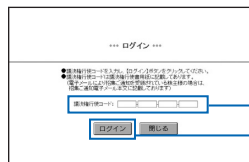
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

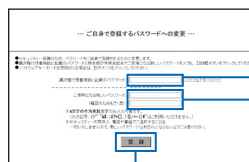
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する継続的で安定的な利益還元を経営上の重要政策に位置づけており、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保を考慮し、可能な範囲で積極的な利益還元を実施していく方針としております。

第63期の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり72円とさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金72円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は407,604,816円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役4名選任の件

取締役全員3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

中野 誉将 (なかの よしのぶ)

再任



生年月日

1968年6月15日

所有する当社の株式数

16,800株

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年3月 三信電気(株)入社
2000年6月 当社入社
2007年6月 当社総務部長
2017年3月 当社執行役員
管理統括部長
2019年3月 当社サーマル営業統括部 副統括部長
2019年10月 当社サーマル営業統括部長
2021年2月 当社PWBA統括部長
2021年3月 当社取締役
2022年7月 当社SSP営業統括部長
2022年7月 当社代表取締役社長 (現任)
2022年10月 当社営業統括部長
2023年3月 (株)シバウラ防災製作所 取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

中野誉将氏は、長らく管理部門にて経営実務に関わる豊富な経験と幅広い知見を有しているほか、営業部門においても事業活動における実践的な見識と成熟した判断能力を備えており着実に成果を上げてまいりました。また、2022年7月からは代表取締役社長として、前例や慣習に囚われない柔軟な発想で改革に取り組み、着々とその成果がスタートしており、グループを牽引する中心的な役割が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

荻原 紀晃 (おぎわら のりあき)

新任



生年月日

1967年10月21日

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

-/-回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月 (株)太陽神戸三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行
2015年 4月 (株)三井住友銀行 目黒法人営業部長
2017年 4月 SMBC日興証券(株)へ出向 事業法人本部 特命部長
2019年 4月 (株)三井住友銀行 池袋法人営業第二部長
2021年 4月 同行 本店法人営業部長
2023年 5月 当社へ出向 執行役員 (現任)
営業統括部 副統括部長
2023年11月 当社営業本部 副本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

荻原紀晃氏は、長年にわたり金融機関での豊富な実務経験と幅広い知見を有しており、2023年5月に当社執行役員に就任後は、当社の改革にむけた提言や新たな施策を推進しております。これらにより、今後、更なる経営体制の強化に同氏の役割が期待されることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

上村 真一郎 (うえむら しんいちろう)

再任

社外

独立



生年月日

1971年11月13日

所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任年数
9年

取締役会出席状況
12/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月 三井物産(株)入社
1998年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
桃尾・松尾・難波法律事務所 入所
2002年 5月 ニューヨーク大学ロースクールLL.M.修了
2003年 3月 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士登録
2006年 1月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー (現任)
2015年 3月 当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

上村真一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、2015年3月に当社社外取締役に就任以来、取締役会において適宜質問と意見を述べております。当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

野口 真有美 (のぐち まゆみ)

再任 社外 独立



生年月日

1968年9月3日

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

6年

取締役会出席状況

12/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 ㈱三菱銀行 (現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行
 1993年3月 シティバンク、エヌ・エイ在日法人 入社
 1998年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社
 2008年4月 野口公認会計士事務所 所長 (現任)
 2014年11月 ㈱Phone Appli 監査役
 2015年4月 独立行政法人国立公文書館 監事 (現任)
 2018年3月 当社社外取締役 (現任)
 2021年6月 ㈱コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役 (現任)
 2022年10月 ㈱脱炭素化支援機構 監査役 (現任)

[重要な兼職の状況]

野口公認会計士事務所 所長
 ㈱コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役
 ㈱脱炭素化支援機構 監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

野口真有美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知見を有しており、2018年3月に当社社外取締役に就任以来、取締役会において適宜質問と意見を述べております。当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 上村真一郎、野口真有美の両氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は上村真一郎、野口真有美の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 3. 当社は、上村真一郎、野口真有美の両氏との間において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 4. 役員等賠償責任保険契約の概要
 当社は保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年5月に同内容にて更新をする予定です。本議案において各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 ① 補填の対象となる保険事故の概要
 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
 ② 保険料
 保険料は9割を会社負担とし、残りを被保険者負担としております。

以上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策としての行動制限の緩和等により経済活動が正常化に向かうなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、国際情勢に伴う資源価格の高騰、円安の進行など先行き不透明な状況が続きました。

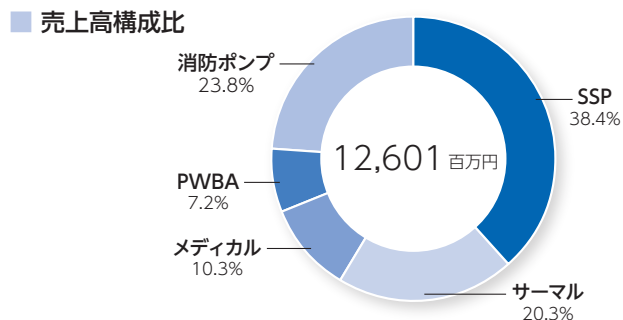
このような環境の中、受注高は半導体市況の停滞感によりサーマル部門で大きく減少したものの、売上高はSSP部門とPWBA部門が大きく落ち込む中、サーマル部門とメディカル部門が堅調に推移したことに加え、消防ポンプ部門で出荷台数が回復したことにより、売上高は前期比で微増となりました。

以上の結果、受注高は11,859百万円(前期比8.2%減)、売上高は12,601百万円(前期比1.6%増)となりました。

利益面におきましては、品質保証に伴う販売費および一般管理費の増加等により営業利益は1,035百万円(前期比21.0%減)、経常利益は1,159百万円(前期比21.6%減)、また、親会社株主に帰属する当期純利益は、製品改修関連損失引当金繰入額を特別損失に計上したこと等により、385百万円(前期比53.3%減)となりました。

なお、当社は、近年発生している製品不具合について、代替製品への交換対応を進めております。社会の防災や安全を担う企業としての自覚をもち、今後も、社内風土改革を柱とした再発防止へ全社を挙げて取り組んでまいります。

各部門の営業の概況は、次のとおりであります。

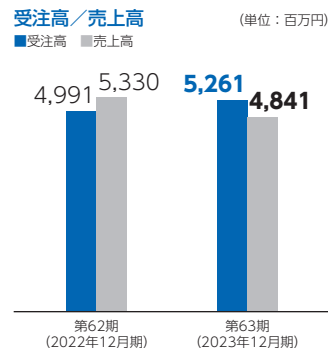


SSP (Safety Security Protection) 部門

受注高 **5,261**百万円 (前期比5.4%増)
 売上高 **4,841**百万円 (前期比9.2%減)

当該部門におきましては、検知器をはじめとした機器販売が好調であったものの、ハロンガス消火設備の更新需要減に伴う容器弁関連の減収等により、売上高は減少いたしました。一方、受注高につきましては、改修・メンテナンスに加え、特定顧客向けの警報・消火設備、水系の消火設備等の好調により、増加いたしました。

以上の結果、受注高は5,261百万円(前期比5.4%増)、売上高は4,841百万円(前期比9.2%減)となりました。

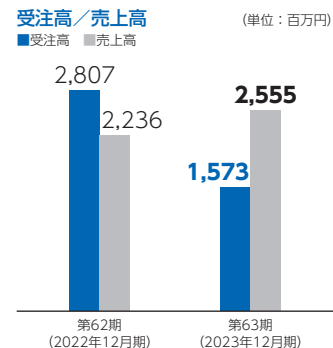


サーマル部門

受注高 **1,573**百万円 (前期比43.9%減)
売上高 **2,555**百万円 (前期比14.2%増)

当該部門におきましては、半導体市場におけるメモリーおよび先端ロジックを中心とする投資に停滞感が見られ、主力製品である半導体製造装置向けセンサーの受注高が減少いたしました。一方、売上高は堅調に推移いたしました。

以上の結果、受注高は1,573百万円(前期比43.9%減)、売上高は2,555百万円(前期比14.2%増)となりました。

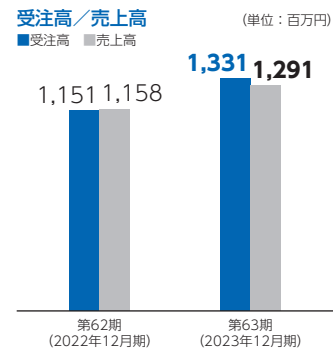


メディカル部門

受注高 **1,331**百万円 (前期比15.7%増)
売上高 **1,291**百万円 (前期比11.4%増)

当該部門におきましては、透析装置需要が一部の国において徐々に回復しており、主力製品である海外市場向け人工腎臓透析装置および関連製品の受注高が増加いたしました。売上高につきましても、主力製品である人工腎臓透析装置および関連製品が安定的に推移したことにより増加いたしました。

以上の結果、受注高は1,331百万円(前期比15.7%増)、売上高は1,291百万円(前期比11.4%増)となりました。

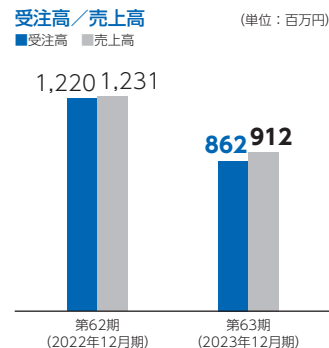


PWBA (Printed Wiring Board Assembly) 部門

受注高 **862**百万円 (前期比29.3%減)
 売上高 **912**百万円 (前期比25.9%減)

当該部門におきましては、一部の電子部品の入手難による販売先における産業機器向け製品の減産、ならびに事務機器向け製品の在庫調整等の影響により、受注高、売上高ともに減少いたしました。

以上の結果、受注高は862百万円(前期比29.3%減)、売上高は912百万円(前期比25.9%減)となりました。

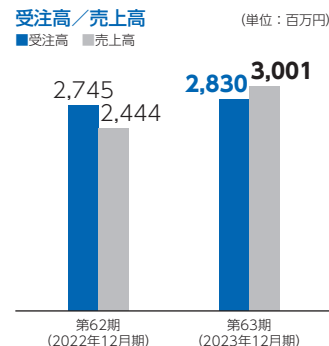


消防ポンプ部門

受注高 **2,830**百万円 (前期比 3.1%増)
 売上高 **3,001**百万円 (前期比22.8%増)

当該部門におきましては、国や地方自治体向けの消防車および消防ポンプの販売台数が回復したことで、国内向け売上高が増加いたしました。また、海外市場では中国・韓国向け消防ポンプの売上が引き続き堅調に推移いたしました。

以上の結果、受注高は2,830百万円(前期比3.1%増)、売上高は3,001百万円(前期比22.8%増)となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は221百万円
で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

特筆すべき事項はございません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社長野工場 既存工場の一部建替え

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特筆すべき事項はございません。

③ 資金調達の状況

特筆すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分		第60期 (2020年12月期)	第61期 (2021年12月期)	第62期 (2022年12月期)	第63期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高	(千円)	9,125,333	12,372,066	12,401,100	12,601,302
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	585,243	387,569	826,571	385,907
1株当たり当期純利益	(円)	103.64	68.67	147.62	68.83
総資産	(千円)	15,674,123	18,686,106	18,813,328	19,075,468
純資産	(千円)	11,623,129	11,921,994	12,312,816	12,680,192
1株当たり純資産額	(円)	2,058.28	2,130.10	2,196.73	2,261.30

(注) 当社は第60期より「役員向け株式交付信託」を導入しております。本信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社シバウラ防災製作所	99,000千円	100.0	消防・防災機器の開発・製造・販売
FENWAL CONTROLS OF JAPAN (H.K.), LIMITED (日本芬翁 (香港) 有限公司)	80,000香港ドル	100.0	海外販売体制構築のための市場調査等
FENWAL CONSULTING (SHENZHEN) CO., LIMITED (深圳芬翁信息咨询有限公司)	100,000米国ドル	100.0	FENWAL CONTROLS OF JAPAN (H.K.), LIMITED (日本芬翁 (香港) 有限公司) の事務代行業務

(4) 対処すべき課題

当社は、2022年3月の一部製品に関する不正発覚以降、他の不具合製品の市場流出も相次いでおり、自主回収ならびに代替製品への交換対応を順次進めるとともに、コンプライアンス意識の向上ならびに品質保証体制の一層の強化を図るなど再発防止に努め、信頼回復に向けた取り組みを推進しております。

当社グループといたしましては、中長期的な持続的成長を実現するため「基本の徹底」と「変化への挑戦」をスローガンとして掲げ、メーカーとしての再発発をを図るべく“ものづくり”の原点に立ち返り、過去に囚われない柔軟な発想で新たな価値を創造してまいります。

営業部門におきましては、これまでの事業別組織を改め営業部門を纏め広く市場を捉えることで、各事業領域に拘らない潜在的な市場のニーズを引き出すとともに、その課題解決に向けた積極的な提案活動を推進してまいります。

開発部門におきましては、想像を超えるスピードで技術が進歩する中、多様化する顧客の課題解決にお応えするため、要素開発への取組みを強化することにより技術の応用範囲を拡げ、新たな製品開発に注力できる体制と環境を整えてまいります。

生産部門におきましては、原材料費の高騰や納期の長期化に対応するための調達力と価格競争力を高めていくため、徹底した原価低減活動を行っていくとともに、品質を維持し安定した生産活動と将来の仕事を取り込むための積極的な設備投資も行っております。

管理部門におきましては、企業としての社会的使命を果たすための様々な経営課題や事業リスクへの対応など、管理部門に求められる役割は大きく、各分野における専門性を高めていくとともに、長期的な視点に立った人財採用活動と人財育成を強化することで将来の成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

区分	事業内容
SSP部門	火災警報システム、消火システム、爆発抑制システムの開発・製造・販売および同システムの設計・施工・保守およびエンジニアリングサービス
サーマル部門	温度調節器、半導体製造装置用熱板および装置、高温炉用熱電対、その他温度制御機器等の開発・製造・販売および同システムの設計・サービス
メディカル部門	人工腎臓透析装置および医療機器の開発・設計・製造・サービス
PWBA部門	プリント基板の実装組立、アートワーク設計、ノイズ対策
消防ポンプ部門	消防ポンプ、消防車、保安ポンプ、全自動消火システム等の消防・防災機器の開発・製造・販売

(6) 主要な事務所および工場（2023年12月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区
	開発	八王子事業所（東京都八王子市）
	工場	長野工場（長野県安曇野市）
	事務所	大阪（大阪府中央区）、名古屋（名古屋市天白区） 福岡（福岡府中央区）、安曇野（長野県安曇野市） 仙台（仙台市青葉区）、横浜（横浜府中区） 柏崎（新潟県柏崎市）、札幌（札幌府北区）
株式会社シバウラ防災製作所	本社	長野県松本市
	事務所	東京都渋谷区
FENWAL CONTROLS OF JAPAN(H.K.),LIMITED （日本芬翁（香港）有限公司）	香港	
FENWAL CONSULTING (SHENZHEN)CO.,LIMITED （深圳芬翁信息咨询有限公司）	中華人民共和国(深圳市)	

(注) FENWAL CONTROLS OF JAPAN(H.K.),LIMITED（日本芬翁（香港）有限公司）は、海外販売体制構築のための市場調査等を行っております。

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
SSP部門	130名	10名
サーマル部門	24名	△9名
メディカル部門	17名	△5名
PWBA部門	18名	△3名
消防ポンプ部門	56名	4名
本部	33名	8名
合 計	278名	5名

(注) 上記使用人数には、嘱託社員 (23名) は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名	1名	43.75歳	13.48年

(注) 上記使用人数には、嘱託社員 (15名) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	725,000
株式会社八十二銀行	650,600
株式会社三菱UFJ銀行	100,000
三井住友信託銀行株式会社	60,620

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,713,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,893,000株 |
| ③ 株主数 | 3,040名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	1,321	23.34
株式会社三井住友銀行	282	4.98
株式会社八十二銀行	282	4.98
西華産業株式会社	250	4.42
株式会社吉田ディベロプメント	201	3.55
東レ・メディカル株式会社	200	3.53
三井住友信託銀行株式会社	190	3.36
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	184	3.25
大樹生命保険株式会社	166	2.93
新日本空調株式会社	137	2.43

- (注) 1. 当社は、自己株式を231,822株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（231,822株）を除外して計算しております。
 なお、自己株式（231,822株）には「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式（53,700株）は含めておりません。
3. 2023年6月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、重田光時氏およびその共同保有者であるHikari Investment BVI LimitedおよびGLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITEDが2023年6月9日現在で1,294,000株（21.96%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,380株	1名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告24頁「(3) ⑤ 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式を記載しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 野 誉 将	(株)シバウラ防災製作所 取締役
取 締 役	上 村 真一郎	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー
取 締 役	野 口 真有美	野口公認会計士事務所 所長 (株)コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役 (株)脱炭素化支援機構 監査役
常 勤 監 査 役	高 橋 芳 広	
監 査 役	赤 崎 鉄 郎	(株)ピーバンドットコム 取締役 常勤監査等委員
監 査 役	佐久間 清 光	公認会計士さくま会計事務所 代表 学校法人フェリス女学院 監事 監査法人MMPGエーマック 代表社員 公益財団法人日本適合性認定協会 監事 株式会社Showcase Gig 監査役

- (注) 1. 取締役 上村真一郎、野口真有美の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 赤崎鉄郎、佐久間清光の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 上村真一郎、野口真有美、監査役 赤崎鉄郎、佐久間清光の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 赤崎鉄郎氏は、東証プライム上場会社の設計開発、生産部門等の業務経験があり、同社グループ子会社では、取締役および監査役を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 佐久間清光氏は、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において監査業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
2023年1月31日付で、取締役 田原康治氏が辞任いたしました。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
田原 康治	2023年1月31日	辞任	取締役 管理統括部長 (株)シバウラ防災製作所 取締役
棚橋 雅昭	2023年3月30日	任期満了	社外監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしており、保険料は9割を会社負担とし、残りを被保険者負担としております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等妥当性と決定プロセスの透明性・公正性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役、独立社外監査役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についても、指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会で決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の基本報酬は、月額固定報酬としており、各取締役の役割・責務に応じて決定されます。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、賞与としており、当事業年度の連結営業利益および各人の貢献度等を総合的に判断した上で決定しております。連結営業利益を指標として選定した理由は、当社の中期経営計画における重要な指標の一つであることからであります。当事業年度の連結営業利益は連結損益計算書に記載のとおりです。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬としており、当社で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、同規程に定めるポイント付与日に、役員等に応じて算定される数のポイントを付与し、各取締役が退任時に所定の受益者手続きを行うことにより、付与を受けたポイント数に応じて当社株式または時価相当の金銭で支給されます。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と業績連動報酬、非金銭報酬の割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、最も適切な支給割合となることを方針とします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	29,009	22,110	3,600	3,299	2
監査役 (社外監査役を除く)	9,000	9,000	－	－	1
社外取締役	9,600	9,600	－	－	2
社外監査役	7,950	7,950	－	－	3
合 計	55,559	48,660	3,600	3,299	8

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に退任した取締役1名と社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2008年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額192百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年3月27日開催の第59回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等である株式報酬制度を導入しております。当該制度において拠出する金銭の上限は10年間で200百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「⑤取締役および監査役の報酬等」における「イ. c. 非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付の状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2008年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額27.6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
6. 上記のほか、2020年3月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した社外監査役1名に対し、250千円の役員退職慰労金を支給しております。
7. 取締役会は、代表取締役社長 中野誉将に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 上村真一郎氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナーであります。当社と同法律事務所との間には委任契約がありますが、当社からの支払報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与していません。

取締役 野口真有美氏は、野口公認会計士事務所の所長、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの監査役および株式会社脱炭素化支援機構の監査役であります。当社と各事務所等との間には特別な関係はありません。

監査役 赤崎鉄郎氏は、株式会社ピーバンドットコムの実業取締役 常勤監査等委員を兼務しております。当社と同法人との間には特別な関係はありません。

監査役 佐久間清光氏は、公認会計士さくま会計事務所の代表、学校法人フェリス女学院の監事、監査法人MMPGエーマックの代表社員、公益財団法人日本適合性認定協会の監事および株式会社Showcase Gigの監査役を兼務しております。当社と各事務所等との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況および 社外取締役にて期待する役割に関して行った職務の概要
取締役	上村 真一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席いたしました。</p> <p>取締役会において、弁護士としての専門的見地から、助言・提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役	野口 真有美	<p>当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席いたしました。</p> <p>取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、助言・提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、必要な助言および提言を行っております。</p>
監査役	赤崎 鉄郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。</p> <p>取締役会および指名・報酬委員会において、豊富な経験に基づき、助言および提言を行っております。</p> <p>また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。</p>
監査役	佐久間 清光	<p>2023年3月に監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会11回すべてに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、豊富な経験に基づき、助言および提言を行っております。</p> <p>また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人A & Aパートナーズ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る報酬等の額	38,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の合計額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由
 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人により必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記による場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	14,826,175	流動負債	4,717,361
現金及び預金	6,819,624	支払手形及び買掛金	1,872,503
受取手形及び売掛金	1,782,615	工事未払金	563,035
電子記録債権	1,330,956	短期借入金	600,000
完成工事未収入金及び契約資産	1,344,241	1年内返済予定の長期借入金	295,920
有価証券	502,444	未払法人税等	89,465
製品	727,770	契約負債	460,449
仕掛品	314,936	製品保証引当金	315,712
原材料	1,796,717	その他	520,275
その他	210,768	固定負債	1,677,914
貸倒引当金	△3,899	長期借入金	640,300
固定資産	4,249,293	退職給付に係る負債	232,376
有形固定資産	1,291,918	役員株式給付引当金	6,658
建物及び構築物	556,036	資産除去債務	23,852
機械装置及び運搬具	109,958	製品改修関連損失引当金	759,607
土地	416,718	その他	15,118
建設仮勘定	51,020	負債合計	6,395,275
その他	158,183	純資産の部	
無形固定資産	952,886	株主資本	11,373,249
のれん	810,766	資本金	996,600
ソフトウェア	135,898	資本剰余金	1,460,517
その他	6,221	利益剰余金	9,329,785
投資その他の資産	2,004,488	自己株式	△413,653
投資有価証券	1,670,353	その他の包括利益累計額	1,306,943
繰延税金資産	188,221	その他有価証券評価差額金	785,366
その他	166,563	為替換算調整勘定	481,633
貸倒引当金	△20,650	退職給付に係る調整累計額	39,942
資産合計	19,075,468	純資産合計	12,680,192
		負債・純資産合計	19,075,468

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		12,601,302
売上原価		8,590,773
売上総利益		4,010,529
販売費及び一般管理費		2,975,503
営業利益		1,035,025
営業外収益		
受取利息	32,980	
受取配当金	48,018	
受取保険金	11,308	
保険配当金	11,734	
為替差益	21,059	
その他	18,162	143,262
営業外費用		
支払利息	11,551	
和解金	5,531	
その他	1,351	18,433
経常利益		1,159,855
特別利益		
投資有価証券売却益	6,388	6,388
特別損失		
製品改修関連損失引当金繰入額	577,162	577,162
税金等調整前当期純利益		589,081
法人税、住民税及び事業税	178,465	
法人税等調整額	24,708	203,173
当期純利益		385,907
親会社株主に帰属する当期純利益		385,907

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

日本フェンオール株式会社
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 宮之原 大 輔
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 英 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本フェンオール株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本フェンオール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	12,216,474	流動負債	3,844,272
現金及び預金	6,086,780	支払手形	316,289
受取手形	244,054	買掛金	997,663
電子記録債権	1,120,361	工事未払金	563,035
売掛金	767,765	短期借入金	600,000
完成工事未収入金及び契約資産	1,344,241	1年内返済予定の長期借入金	135,920
有価証券	502,444	未払金	156,557
製品	142,968	未払費用	80,931
仕掛品	290,186	未払消費税等	147,028
原材料	1,468,215	契約負債	460,449
前払費用	70,166	預り金	44,854
その他	183,187	製品保証引当金	315,712
貸倒引当金	△3,899	その他	25,830
固定資産	5,532,266	固定負債	1,313,832
有形固定資産	1,219,913	長期借入金	440,300
建物	517,917	退職給付引当金	79,813
構築物	37,093	役員株式給付引当金	6,658
機械装置及び運搬具	103,785	資産除去債務	23,852
工具器具備品	93,377	製品改修関連損失引当金	759,607
土地	416,718	その他	3,600
建設仮勘定	51,020		
無形固定資産	134,170	負債合計	5,158,105
ソフトウェア	128,649	純資産の部	
その他	5,521	株主資本	11,805,268
投資その他の資産	4,178,181	資本金	996,600
投資有価証券	1,670,353	資本剰余金	1,460,517
関係会社株式	2,202,352	資本準備金	1,460,517
敷金保証金	98,039	利益剰余金	9,761,805
会員権	41,600	利益準備金	103,589
繰延税金資産	170,986	その他利益剰余金	9,658,216
その他	15,500	別途積立金	1,677,055
貸倒引当金	△20,650	繰越利益剰余金	7,981,160
資産合計	17,748,740	自己株式	△413,653
		評価・換算差額等	785,366
		その他有価証券評価差額金	785,366
		純資産合計	12,590,635
		負債・純資産合計	17,748,740

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
製品売上高	5,447,747	
完成工事高	4,152,406	9,600,154
売上原価		
製品売上原価	3,940,742	
完成工事原価	2,512,925	6,453,667
売上総利益		3,146,486
販売費及び一般管理費		2,274,821
営業利益		871,665
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,165,537	
保険配当金	11,734	
受取保険金	11,308	
経営指導料	7,200	
為替差益	22,673	
その他	12,975	1,231,429
営業外費用		
支払利息	8,936	
和解金	5,531	
その他	1,351	15,818
経常利益		2,087,276
特別利益		
投資有価証券売却益	6,388	6,388
特別損失		
製品改修関連損失引当金繰入額	577,162	577,162
税引前当期純利益		1,516,502
法人税、住民税及び事業税	80,538	
法人税等調整額	40,381	120,920
当期純利益		1,395,581

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

日本フェンオール株式会社
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 宮之原 大 輔
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 英 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本フェンオール株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月28日

日本フェンオール株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 芳広 ㊟

監査役 赤崎 鉄郎 ㊟

監査役 佐久間 清光 ㊟

(注) 監査役 赤崎鉄郎及び監査役 佐久間清光は、社外監査役であります。

以上

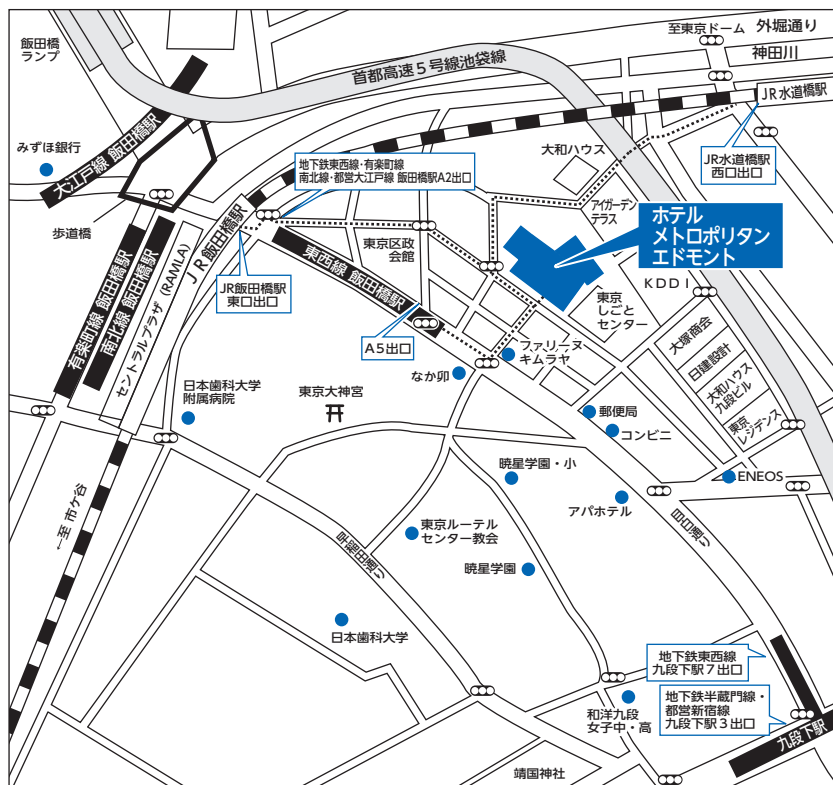
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテル メトロポリタン エドモント 3階「千鳥」の間
TEL 03-3237-1111

最寄駅

- ・ J R総武線「飯田橋駅」東口より徒歩5分
- ・ J R総武線「水道橋駅」西口より徒歩5分
- ・ 地下鉄東西線「飯田橋駅」A5出口より徒歩2分
- ・ 地下鉄有楽町線・南北線・都営大江戸線「飯田橋駅」A2出口より徒歩5分
- ・ 地下鉄東西線「九段下駅」7出口より徒歩5分
- ・ 地下鉄半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」3出口より徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。